

宝塚市特定工程改正のお知らせ

宝塚市の特定工程につきまして平成23年10月1日より改正されますのでお知らせいたします。

特定工程の適用除外対象物件（中間検査が不要となるもの）のうち、住宅性能評価書の交付を受ける物件について、設計住宅性能評価書の交付を受けるものが削除され、建設住宅性能評価書の交付を受ける物件のみとなります。

10月1日の本受付物件から対象となりますのでご注意ください。

本件に関するご質問等は、神戸支店確認検査部（TEL:078-393-5270）までお問合せください。

■宝塚市告示第323号

- 施行日：平成23年10月1日から5年間
- 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (2) 一戸建ての住宅、兼用住宅又は長屋（居室を有しない附属建築物を除く）
(下線部が追加)

- 適用の除外

改正前：

- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による設計された住宅に係る住宅性能評価書又は建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

改正後：

- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

以 上